

住民監査請求に関する証拠の提出及び陳述の取扱基準

(趣旨)

第1条 この取扱基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項に基づく証拠の提出及び陳述について必要な事項を定めるものとする。

(請求人による証拠の提出)

第2条 請求人は、請求に係る証拠を提出しようとする場合は、陳述の日の前日までに提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合はこの限りではない。

2 証拠の提出は、郵送によることを妨げない。

(請求人の陳述)

第3条 請求人の陳述は、監査の実施決定後に、監査委員が期日を指定して行わせるものとする。

2 陳述は、請求人又はその代理人に行わせることができる。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までにその旨を記載した委任状を提出させるものとする。

3 監査委員は、請求人が複数の場合、陳述する者の人数を制限することができる。この場合、請求人は、陳述人を指定して、監査委員の定める期日までに、監査委員に通知しなければならない。

4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

5 陳述の時間は、陳述をする人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(請求人の陳述における関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人の陳述を実施するときは、陳述に立ち会う機会を関係のある市長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）に与えるものとする。

2 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。

3 監査委員は、立会人が陳述の内容に関する意見を述べることを認めることができる。

4 監査委員は、関係職員等の立会いが陳述の円滑な運営に支障となると認めるときは、立会いを制限することができる。

(関係職員等の陳述)

第5条 監査委員は、監査の実施決定後に、必要に応じて、関係職員等から陳述を聴取する。

2 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。

3 陳述の時間は、陳述をする人数にかかわらず、おおむね1時間以内とする。

(関係職員等の陳述における請求人の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述に立ち会う機会を請求人に与えるものとする。

2 立会いは、請求人又はその代理人に行わせるものとする。

3 監査委員は、請求人が多数であるため、請求人全員が立ち会うことができないと認められるときは、立会いの人数を制限することができる。

- 4 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 5 監査委員は、立会人が陳述の内容に関する意見を述べることを認めることができる。
- 6 監査委員は、陳述の内容が、個人に関する情報又は公にすることにより本市が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報等が含まれると認められるときは、請求人の立会いを制限することができる。

(陳述の中止等)

第7条 陳述人が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は、陳述を中止することができる。

- 2 立会人が監査委員の指示に従わず、円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は、立会人に退場を命ずることができる。

(陳述の傍聴)

第8条 監査委員は、陳述の傍聴を許可することができる。ただし、第4条第4項又は第6条第6項の規定により、立会いを制限する場合においては傍聴を認めないものとする。

- 2 傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員は、10名とする。ただし、やむを得ない事情があると監査委員が認めた場合はこの限りではない。
- 3 傍聴をしようとする者が前項の定員を超える場合は、くじにより傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の禁止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を認めないものとする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者
- (4) はちまき、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他、陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次の各号掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述や意見表明に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、喫煙又は飲食をしないこと。
- (3) 所定の傍聴場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 携帯電話等の通信機器類は、電源を切ること。
- (5) その他陳述会場の秩序を乱し、又は運営の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第11条 監査委員は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当するときは、退場を命ずることがで

きる。

(1) 傍聴人が前条の規定に違反したとき。

(2) 監査委員が陳述の状況から傍聴を認めていることが適切でないとしたとき。

(報道機関の取り扱い)

第12条 報道機関から申込みがあった場合は、傍聴人として取り扱う。

(陳述の撮影及び録音)

第13条 陳述人、立会人及び傍聴人が行う陳述中の写真、ビデオ等の撮影及び録音は、監査委員の許可を必要とする。

(その他)

第14条 この取扱基準に定めのない事項については、監査委員の合議により別途決定するものとする。

附 則

この取扱基準は、平成15年4月30日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和3年3月11日から施行する。